

広島県告示第六百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成二十三年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下
位	置	面	積	欄
呉市阿賀南一丁目二〇〇の二及び呉市阿賀南二丁目二〇〇の三の地先公有水面	呉市阿賀南七丁目二二七の一・二二七の二・二二七の三及び七二〇〇の一に接する国有海浜地先、七二〇〇の一、七二〇〇の一〇、七二〇四の二及び七二〇四の一の地先、二二二八の一・二二二八の四・二二二八の五、七四二七の二、七四二七の三、七四二八の二、七四二八の四、七四二八の三及び七四二八の六に接する里道の地先並びに七四六〇の三、七四六〇の五、七五〇二の四、七五〇三の二及び七五〇三の三に接する里道の地先公有水面	二、八三四・〇〇平方メートル	九、二〇〇・三九平方メートル	呉市阿賀南二丁目
				呉市阿賀南七丁目